

全建労発第1号
令和2年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

今後の働き方改革への取組について（継続）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における働き方改革の推進につきましては、平成29年9月に策定した「働き方改革行動憲章」等に基づき、地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けて各都道府県建設業協会及び会員各企業と共に取り組んでいるところです。

本年4月から、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を内容とする働き方改革関連法が施行され、働き方改革に関する着実な取組の展開が求められるところです。

このため、今年度におきましても長時間労働を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」への取組を着実に進めるため、「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動の展開を柱とする以下の取組を継続して行うことといたします。

今後、貴協会の会員各企業の皆様に、下記事項の実施についてご周知いただき、本取組の趣旨をご理解の上、具体的な取組が円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

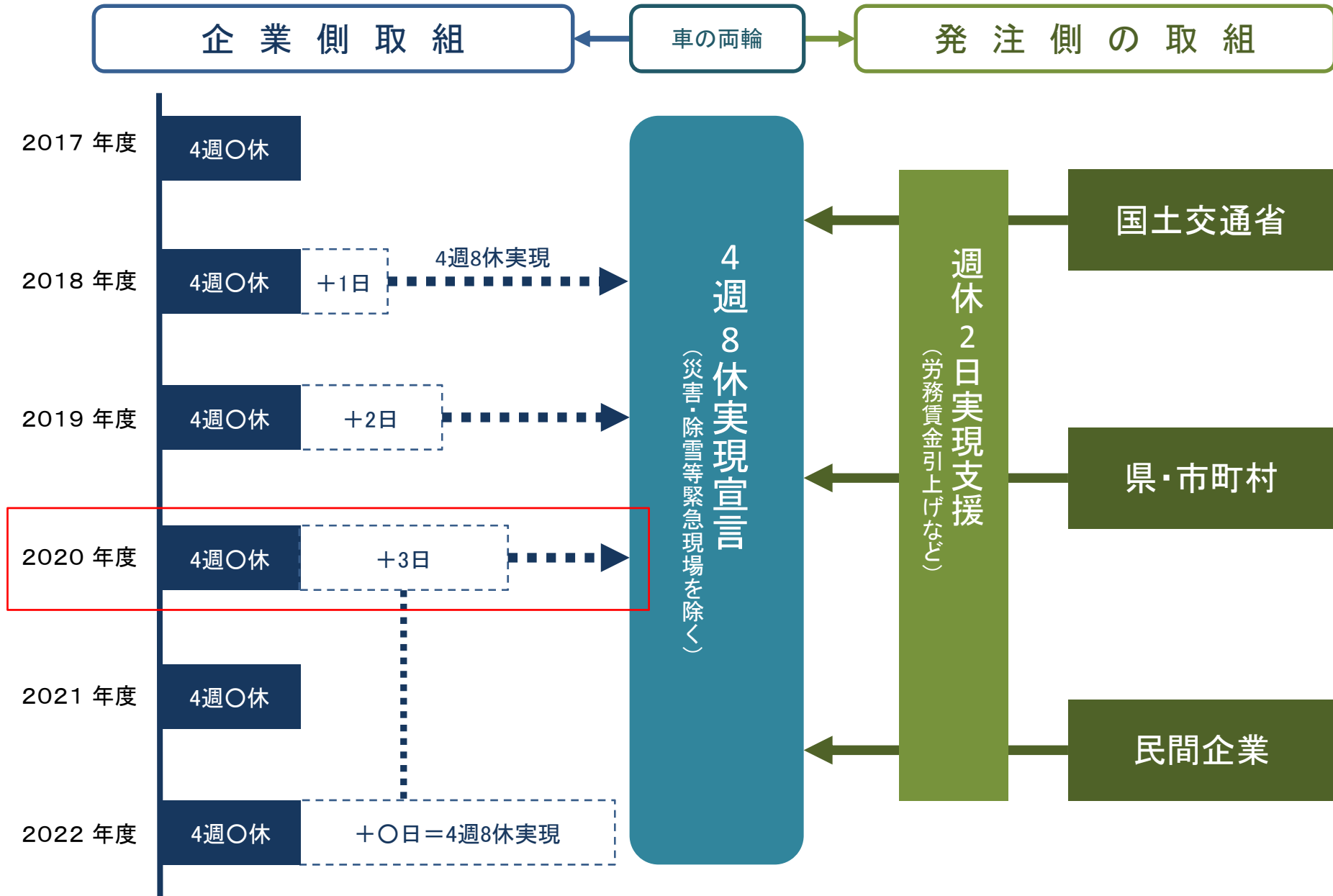
記

1 「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動の実施

会員各企業において、令和6年度からの建設業への長時間労働の罰則付き上限規制の一般則の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に、「休日 月1+（ツキイチプラス）」運動を今年度も継続していただきたいこと（別紙1を参照して下さい）。

継続に伴い、前年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、前年度比毎月プラス1日の休日確保を目標としていただきました

休日 月イチプラス運動

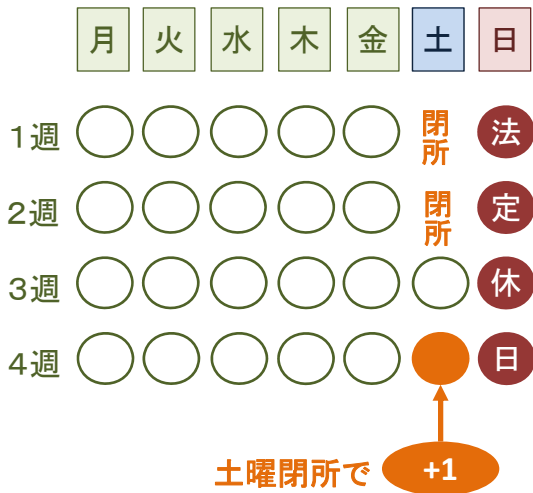


休日 月イチプラス運動

週休2日導入の具体的展開例

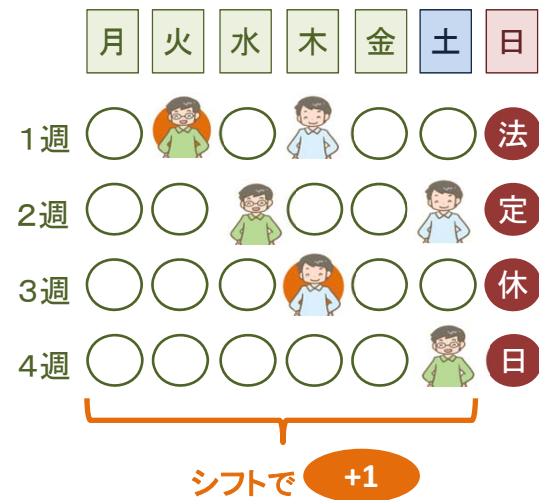
特定曜日+土曜閉所

特定曜日の法定休日、閉所日に加えて、新たに月に1日土曜閉所日进行。



特定曜日+シフト

特定曜日の法定休日、現行の休日に加えて、新たに月に1日従業員毎にシフトを組み休日进行。

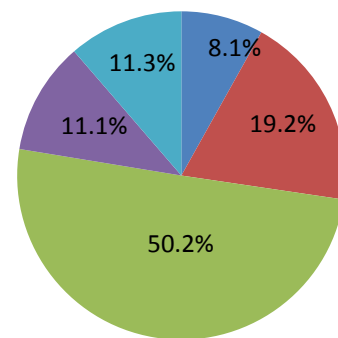


シフトの休日を+1

シフト制で法定休日を設定している場合、新たに月に1日を追加して付与。



週休日の実施状況(現場)



- おおむね4週4休以下
- おおむね4週5休
- おおむね4週6休
- おおむね4週7休
- おおむね4週8休

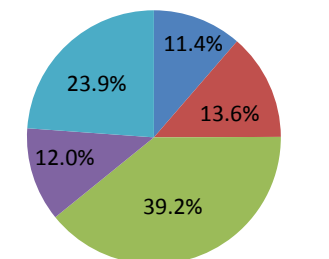
※ 年間休日数70日以下 24.4% (前年 25.2%)
有給休暇取得日数0日 21.0% (前年 23.5%)

令和元年8月実施
「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」より



一般社団法人 全国建設業協会 / 47都道府県建設業協会

休日月1+運動の実施状況



- 既に4週8休制を導入している
- 取り組んでいる
- 検討している
- 知っているが取り組む予定はない
- 知らない

「休日月1+運動」の実施状況

既に4週8休制を導入している	11.4%
積極的に取り組んでいる	13.6%
取組を検討している	39.2%
知っているが取り組む予定はない	12.0%
知らない	23.9%

令和元年8月実施
「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」より

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要) ～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ② 受注者による工期ダンプの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

(2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化
(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

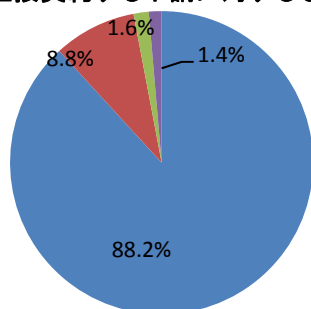
(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ① 建設業許可基準における経営業務管理責任者の配置要件の見直し
- ② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

※ 今後、民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進、民法改正への対応、建設産業の経営力の向上についてもさらに検討。

社会保険加入促進対策について(直接契約する下請に対するもの)

社会保険加入促進対策について
(直接契約する下請に対するもの)



- 取り組んでいる
- 取組を検討している
- 知ってはいるが取り組む予定はない
- 知らない

取り組んでいる	88.2%
取組を検討している	8.8%
知ってはいるが取り組む予定はない	1.6%
知らない	1.4%

令和元年8月実施
「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」より

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

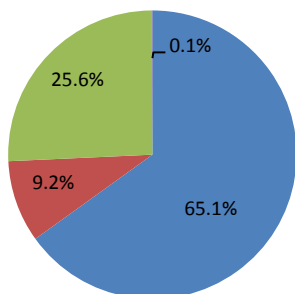
- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映**（H25より継続）
- (3) 労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、**義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映**

全職種

全 国 (20,214円) 平成31年3月比；+2.5% (平成24年度比；+51.7%)
 被災三県 (21,966円) 平成31年3月比；+2.9% (平成24年度比；+68.8%)

直近1年間で下請と契約する際の労務単価について

直近1年間での下請と 契約する際の労務単価



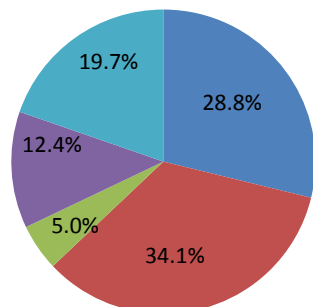
■ 引き上げた
 ■ 前年に引き上げたため引き上げは行っていない
 ■ 引き上げは行っていない
 ■ 引き下げた

引き上げた	65.1%
前年引き上げたため引上げは行っていない	9.2%
引上げは行っていない	25.6%
引き下げた	0.1%

令和元年8月実施
 「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」より

「単価引上げ分アップ宣言」の実施について

「単価引上げ分アップ宣言」の実施状況



■ 取り組んでいる
 ■ 取組を検討している
 ■ 知っているが取り組む予定はない
 ■ 対象となる工事が無い
 ■ 知らない

取り組んでいる	28.8%
取組を検討している	34.1%
知っているが取り組む予定はない	5.0%
対象となる工事が無い	12.4%
知らない	19.7%

令和元年8月実施
 「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」より

いこと（本運動の周知に当たっては、全建作成のポスターの活用も図っていただきたいこと（別紙2を参照して下さい。）。

なお、最終目標とする4週8休が確保された会員各企業におかれましては、自ら「4週8休実現企業」として宣言していただき、当該企業の魅力発信に繋げていただきたいこと。

※ 災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

※※ 有給休暇は、従業員の権利として付与されるものであることから、有給休暇取得による休暇を、今般の取組の休日としてカウントすることはできません。

2 社会保険加入対策

前年度に引き続き、工事の種別に関係なく、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加入企業に限定する取組を行っていただきたいこと（別紙3を参照して下さい。）。

※ 適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については、個人事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

3 公共工事設計労務単価の改訂を受けた取組

技能労働者への適切な水準の賃金支払い等を確保するため、本年3月から適用された公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、前年度に引き続き、会員各企業が直接契約を取り交わす下請契約に当該労務単価改定分が反映されるよう、全建として対外的に「単価引上げ分アップ宣言」を行うとともに、会員各企業の皆様には、その趣旨をご理解いただき、今回の引上げ分の下請契約における反映を徹底していただきたいこと。なお、今回の単価引上げ分アップ宣言に対応する単価引上げは、「引上げ率」ではなく「引上げ金額」で対応していただきたいこと（別紙4を参照して下さい。）。

以上

担当：労働部 高森
吉田